安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）第三版（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年３月３１日
経　済　産　業　省
貿易経済安全保障局
安全保障貿易管理課

「安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）第三版（案)」について、令和８年３月２日から同年３月１５日まで意見公募手続を実施いたしました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条２項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	経済産業省が公表している「安全保障貿易管理ガイダンス（入門編)」においては、リスト規制、キャッチオール規制などを通じて、大量破壊兵器関連用途や軍事転用の可能性を未然に防止する制度設計となっています。 しかしながら、実務の現場においては、一部の外国系企業（特に中国系・ロシア系と指摘されるケースが多い）による虚偽申請、用途秘匿、名義借り等の不正行為が横行しているとの指摘が業界内で散見されます。 その結果、キャッチオール規制が事実上機能不全に陥っているのではないか、適正にコンプライアンス対応している日本企業が競争上不利になっているのではないか、安全保障上のリスクが実質的に高まっているのではないか、といった懸念が生じています。 現在の制度では、違反摘発後に行政処分・刑事罰が科される、不正輸出により得た利益の把握が困難、収益全額の特定・没収が実務上極めて難しい、という構造的課題があります。	ご意見ありがとうございます。今後も適切な安全保障輸出管理の運用に取り組んでまいります。

	特に、迂回取引、ダミー企業経由、分割出荷、虚偽エンドユーザー申告、などを用いられる場合、実際の違反利益額の算定は非常に困難です。 制度の実効性を高めるため、以下のような措置を検討すべきではないでしょうか。 （1）違反利益算定が困難な場合の推定課徴金制度 実際の収益額の立証が困難な場合には、違反取引額の 3 倍相当額を課徴金として科すといった推定的・懲罰的課徴金制度の導入を検討すべきです。 これは独占禁止法や海外の経済制裁制度に見られる考え方とも整合します。 （2）犯罪収益の包括的没収制度の強化 関連会社、実質的支配者、名義上の第三者に帰属する収益についても、広範な没収対象とする法整備が望まれます。 （3）虚偽申請に対する明確な刑事罰強化 単なる行政違反ではなく、故意の虚偽申請、用途秘匿、組織的な迂回輸出については、より明確な刑事罰強化を行うことで抑止力を高める必要があります。 適正に安全保障貿易管理を実施している企業は、社内審査体制構築、エンドユーザー確認、取引停止判断、内部監査など、多大なコストを負担しています。 一方で、違反企業が不正な価格競争を行えば、「正直者が不利になる市場」が形成されかねません。 これは国家安全保障上のみならず、健全な市場経済秩序の観点からも看過できない問題です。 安全保障貿易管理制度の実効性を担保するためには、摘発の強化（税関職員と話をすると、「輸出はどうでも良い」と言っていて輸出の検査・摘発は本当にやる気がないです）、制裁の実質的強化、懲罰的課徴金の導入、収益没収制度の拡張を含めた制度改正を検討すべ	

	きであると考えます。 制度の趣旨を骨抜きにする違反行為を放置すれば、国家安全保障リスクのみならず、日本企業の国際競争力の低下にも直結します。 以上の観点から、実効性ある制度強化を強く要望いたします。	
2	■該当箇所 別添4の用途チェックリスト、需要者チェックリスト ■意見内容 用途チェックリストと需要者チェックリストの設問 「300km 以上運搬することのできるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵」と 「300km 以上運搬することのできる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵」について、これらは核兵器等開発等省令の「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの」を指しているという認識でよいでしょうか？ その場合、設問の内容を法令の内容に従って下記の通りに修正していただけますでしょうか？ 「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを 300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵」 「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを 300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵」 ■理由 核兵器等開発等省令などの法令では、「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってそ	御意見を踏まえ、 ・「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを 300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵」 ・「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを 300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵」 に修正いたします。

	の射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの」と書かれているため、運搬の対象は「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置」となっています。 リストの設問では、運搬対象が大量破壊兵器ではないロケット/無人航空機であってもチェック対象となってしまいます。 上記省令との整合をとる必要があるのではないでしょうか。	
3	P7「規制の概要」について、表内と表外で丸数字の１および２が重複して使用されていますが、混乱を招くおそれはないでしょうか。 P46「最高責任者」について、「最高責任は組織を代表する者、？」とあるが、「最高責任〝者〟は組織を代表する者、？」が適切ではないでしょうか。 P54「別添資料」について、別添 5-1 および 5-2 のリンク先が無く、資料が見られません。	P7「規制の概要」について、表の内外で①②が指しているものが「要件」と「地域」で明らかに内容が異なるため、誤認は起こらないと考えております。 P46「最高責任者」について、御意見を踏まえ「最高責任者は組織を代表する者、」に修正いたします。 P54「別添資料」について、今回別添５－1 及び５－2 は既存のものから修正をかけておりませんので、パブコメの対象外となり掲載をしておりません。参照の必要があれば既存のガイダンス添付資料をご参照下さい。
4	突然、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部の安全保障貿易管理課のパブリックコメント担当様に宛てて安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）第三版（案）に対する意見を拝送することをお許しください。 早速、輸出関係書類等の引合い等から出荷・船積み又は技術の提供までの一連の関係書類のすべてと契約書、注文書、輸出依頼文書、返品承認書（ＲＭＡ）、打合せ議事録等と該非判定、用途・需要者等の確認を含む取引審査等の書類（特定類型該当性の確認に係る書類を含む。）とインボイス、輸出許可証、輸出許可通知書と武器及び大量破壊兵器等関連と通常兵器関連等の輸出入の記録を原価０円で日本に永住する人がゆりかごから墓場に入るまで毎月生活保護費	ご意見ありがとうございます。本パブリックコメントの内容から逸脱しているご意見のため、回答は差し控えさせて頂きます。

	以上の地域商品券を支給されるか取りに行って貰い、文書やマイクロ SD カードに使う紙やものを日本で自給自足できるように支援して、文書やマイクロ SD カードやオンライン上他に書いて宇宙から人がいなくなるまで保存できるようにしてほしいので、財源として累進課税の強化と不公平税制の是正して、今ある返済可能な予算の範囲と迷惑をかけない範囲で日本国内で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、第２次世界大戦の時に予算の３３倍の費用を発行しても国家破綻しなかったので今ある返済可能な予算の範囲と迷惑をかけない範囲で１京８５１３兆円くらいまで原価０円でタクシー代他ゆりかごから墓場に入るまで国内外の人に迷惑かけないように何でも自給自足してサービスに使える地域商品券を日本に永住する一人一人に毎月５０万円分から１２００万円分を発行して支給したり、取りに来てもらったり選択できるようにしてほしい。 以上お忙しい中最後までご覧下さりありがとうございます。	
5	１）ガイダンス 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例（p11,12） 【意見内容】 「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」の日付が現行版（第 2.4 版）では令和４年１２月６日時点に対し、改正案では令和４年１０月７日時点に遡っています。日付をご確認願います。 ２）ガイダンス　通常兵器キャッチオール規制　(P13) 【意見内容】 「通常兵器キャッチオール規制」の「対象地域」内に、一般国の中に 16 項(1)(2)の区分があるので、この区分はその下の行「対象となるもの」に移動して頂きたいです。 【理由】 「対象地域」には国区分だけを記載し、「対象となるもの」に対象の区分を記載した方が、明確でわかりやすいと考えます。	１）について、発行が令和８年３月となりますので、「令和８年３月１日時点」とさせていただきます。 ２）について、御意見を踏まえ「16 項（１）」を「特定品目」の上に、「16 項（２）」を「リスト規制品目・特定品目以外の全品目（食料品、木材等は除く。）」の上にそれぞれ移動するように修正いたします。

	３）ガイダンス 通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例（p14） 【意見内容】 「通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」の日付が現行版（第2.4版）では令和４年１２月６日時点に対し、改正案では令和３年１２月１５日時点に遡っています。日付をご確認願います。	３）について、発行が令和８年３月となりますので、「令和８年３月１日時点」とさせていただきます。
	4）ガイダンス 通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例（p14） 【意見内容】 現行版（第2.4版）では品目が左、懸念される用途が右に表示されていますが、改正案では左右が逆転しています。現行版のように、品目を左、懸念される用途を右にする方が適切と考えます。 【理由】 品目毎に懸念される用途が定義される関係にあるためです。（なお、改正版でも、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例では、品目が左にあり、こちらは適切と考えます。）	４）について、御意見を踏まえ品目が左、懸念される用途が右に表示されるように修正いたします。
	5）ガイダンス 余白頁と頁番号 【意見内容】 p16の後に空白ページが挟まり、その後p.14に戻っているのでご確認の上、修正願います。	５）について、ご指摘を踏まえ修正いたします。
	6）ガイダンス 許可申請の提出書類と申請窓口の例（p24） 【意見内容】 許可申請の「①提出書類と申請窓口」で、【例】には「“３の２項（１)”該当貨物」とありますが、キャプチャの方では「3項（２）（３)」の情報となっています。また、文章中で「提出書類は「D６」の書類になり、」とありますが、キャプチャ下の吹き出しでは「「D５」の書類とは」となっていて一致していませんのでご確認の上、修正願います。	６）について、ご指摘を踏まえ、文書中の「３の２項（１)」を「３項（２）（３)」に、「Ｄ６」を「Ｄ５」に修正いたします。

	7）別添 3 輸出管理用語集 【意見内容】 「輸出令別表第３の地域」の定義を以下のように修正願います。 （原案） 輸出管理を厳格に実施している 26 カ国のことで、いわゆるグループ A と呼ばれる地域。 （修正案） 輸出管理を厳格に実施している 27 カ国のことで、いわゆるグループ A と呼ばれる地域。 【理由】 現在の輸出令別表第３の地域は 27 カ国のためです。	７）について、ご指摘を踏まえ２７カ国に修正いたします。
6	１.第一章　本ガイダンスの目的（Ｐ４） 【意見】 「我が国を巡る安全保障環境」に、現在進行形であるところの米国・イスラエルとイランの対立による紛争も付け加えるべきではないか。 【理由】 本ガイダンスの発行時期の安全保障環境もこれからの安全保障貿易管理に大きな影響を及ぼすのであれば、記載しておくべきと考えます。 ２．第二章　Ⅲ．規制の内容　１．規制の概要　③一般国（Ｐ７） 【意見】 イスラエル、イランも追加してはどうか。 【理由】 あくまで、例示列挙でしかないですが、現在進行形の対立の当事国である「ウクライナ」「ロシア」が列挙されているのであれば、同じく「イスラエル」「イラン」も明示的に記載しておいてもいいのではないかと思います。 ３．同　Ⅲ．規制の内容　３．キャッチオール規制 【意見】 ①（１）の表の「対象地域」（Ｐ１０）	１．について、御意見を踏まえ「(略) ロシアによるウクライナ侵略、イスラエル・パレスチナ情勢や米国・イスラエルとイランの対立による紛争をはじめ、(略)」と修正いたします。 ２．について、こちらはあくまでも例示であり、現行のままとさせて頂き、追加については今後の参考意見とさせて頂きます ３． ①について、ご指摘を踏まえ修正いたします。

	グループＡ（輸出令別表第３の地域）を除く地域 但し、インフォーム要件はグループＡを含む ↓ 全地域（グループＡ（輸出令別表第３の地域）を除く。） 但しグループＡはインフォーム要件のみは課せられる	
	②（１）注釈７（Ｐ１０） ［技術］（経済産業告示第７５９号）の（改正後の）正規な名称を記載する。 ・・・第９条第七号イ及び第八号イの規定により・・・	②について、ご意見を踏まえ「貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により 経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」に修正いたします。
	③（１）参考「・・・おそれの強い貨物例」（Ｐ１１）（Ｐ１２） （令和４年１０月７日時点）となっているが、補完規制通達の最新の施行日にしてはどうか。	③について、発行が令和８年３月となりますので、「令和８年３月１日時点」とさせていただきます。
	④（１）ポイント（Ｐ１１） 「一致していたら要注意！」は「一致していたら要許可申請！」とする。	④について、御意見を踏まえ「一致していたら要注意及び相談！」に修正いたします。
	⑤（２）の表の「対象地域」（Ｐ１３） グループＡも対象地域となっているが、たとえば、輸出令別表第１の１６の項の下欄の改正はなく、グループＡの扱いについては工夫が必要ではないか。	⑤について、こちらの資料は制度改正があった部分だけを抽出しているわけでは無く、規制を表にまとめたものになりますのでそのままとさせていただきます。
	⑥（２）参考「・・・おそれの強い貨物例」（Ｐ１４） （令和３年１２月１５日時点）となっているが、補完規制通達の最新の施行日にしてはどうか。 【理由】 ①　輸出令別表第１の下欄の表記に合わせました。 ③⑤（時点）は、Ｐ９のリスト規制一覧にならって、補完規定通達の最新の施行日がいいと思います。 ④昨年の通常兵器CAの改正に併せて「明らかガイドライン」が改正され、⑰で大量破壊兵器は「おそれ貨物の懸念分野と一致しないこと（＝要許可申請）と通常兵器は「おそれ貨物の懸念分野	⑥について、発行が令和８年３月となりますので、「令和８年３月１日時点」とさせていただきます。

	（通常兵器）と一致する場合は懸念が払拭されない事項がないこと（＝慎重審査)」と書き分けており、　大量破壊兵器の場合は要許可申請とするのがいいように思います。(P12 のシリア向けの場合も同じ。) なお、「1．規制の概要」の表上の 16 項（2）は「16 項(1)以外の全品目（食品、木材等を除く)」と記載されているのに対し、「3．キャッチオール規制（２）通常兵器キャッチオール規制」の表上の 16 項（2）は「リスト規制品目・特定品目以外の全品目（食料品、木材等は除く。)」と記載されているため、表記を統一した方が良いのではないか？	
	４．同　Ⅳ．輸出管理の対象　２．技術の提供 【意見】 ①（１）枠の「技術の提供とは」の＊（Ｐ１４）と（２）の２段落目（Ｐ１７）下記文末を過去形とする。(このあたりページ表記が乱れています。) ・「特定類型に該当する居住者」への提供については、令和４年５月１日から対象となりま~~す~~した。 ・このみなし輸出管理について、令和４年５月１日以降は・・・規制の対象となりま~~す~~した。 （あるいは、制度が定着したと思われるのであれば、施行日はあえて記述する必要はないのではないでしょうか。） ②参考　技術提供に係る規制の概要の「居住者から非居住者に提供することを目的とする取引」の「居住者（自然人のみ)」の「自然人」に「法人ではない個人」という注釈をつけて「居住者（自然人；法人ではない個人）のみ」としてはどうか。 【理由】 ② 現時点では施行は過去のものとなっています。 ②「自然人」は、なじみのない用語であり、わかりやすくしたほうがいいと思います。	４． ① について、ご指摘を踏まえページ表記について修正いたします。 また、文末の過去形についても修正いたします。 ②について、ご指摘を踏まえ修正いたします。
	５．同　Ⅳ．輸出管理の対象　２．技術の提供②（表）の下１行目（Ｐ１９）	５．について、今回別添 5－1 及び 5－2 は既存のものから修正をかけておりませんので、パブコメの対象外としております。

	【意見】 誓約書（別添５－１又は５－２）の別添がありません。 単なる添付わすれでしょうか	
	６．同　Ⅳ．輸出管理の対象　２．技術の提供　（３）官民対話スキーム（Ｐ２１） 【意見】 ①（Ｐ２１）　「令和６年１０月公布、１２月に施行されました。」とあるが、「令和６年１０月公付・施行」ではないか。	６． ①について、経済産業省との間で対話する枠組みの一つとして事前報告制度があるところ、当該制度は「貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、重管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（経済産業省告示第百七十八号)」にて規定されているところ、当該告示の施行日は令和６年１２月３０日になりますので、そのままとさせていただきます。
	②（Ｐ２２）　「・・・具体的な技術は告示（報告告示）で定められています。」と法令集等で用いられている略語を追記する。	②について、具体の告示については注釈に記載するように致します。
	③（Ｐ２２）　表の「取引の行為類型」の冒頭の「当面は」は削除すべきではないか。 【理由】 ①　貿易外省令の改正は、令和６年１０月３０日公布され、即日施行されています。ただし、重要管理対象技術の告示は令和６年１０月３０日公布、１２月３０日から「適用」となっています。あまり厳密に用語を用いることは、このガイダンスの本意ではないかもしれませんが、一考を要し、表現に工夫が必要であると思います。 ②「告示」を特定するために「略語」を追記するとともに注釈２７に正式名称も記述すべきです。なお、別添３「輸出管理用語集」にも追加を提案しています。 ③　現時点では、もはや不要な用語であると思います。	③について、運用に変更が発生したわけではありませんので、そのままとさせていただきます。
	７．同　Ⅴ．輸出／役務取引許可申請　２．許可申請手続きと提出書類	７．

	【意見】 ①（１）個別許可申請①提出書類と申請窓口（Ｐ２４） 「チェック」は「３の２項（１）」を例として③では提出書類は「Ｄ６」なっているが、その下の記述では「３項（２）～（３）」で、提出書類も「Ｄ５」であり、あきらかに不一致である。 ②（２）包括許可（Ｐ２５）「包括許可制度としては、５種類の包括許可があり・・・」は、下の表からすると６種類である。 ③「また、特定取引においても、」は「また、特定取引（通常兵器キャッチオール規制を含む）においても」とする。 ８．同　Ⅵ．輸出者等遵守基準　（Ｐ２６） 【意見】 図の（１）と（２）が逆です。 ９．第三章　Ⅲ．取引審査　２．許可を要しない特例（１）主な貨物の特例（Ｐ４０） 【意見】 ①表の少額特例 輸出令第４条第１項第四号は、第五号です。 ②少額特例の注記　※の２番目を次にように修正する。 ※経済産業大臣からインフォームを受けた場合は、適用されません。 また、輸出令別表第３の地域以外の場合は、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には適用されません。 さらに、輸出令別表第３の２の地域（イラク、北朝鮮を除く）の場合は、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合にも、適用されません。 【理由】 ②は輸出令第４条第１項第五号の規定に則ったものにする必要があります。	①について、ご指摘を踏まえ、文書中の「３の２項（１）」を「３項（２）（３）」に、「Ｄ６」を「Ｄ５」に修正いたします。 ②について、ご指摘の通りとなりますので６種類に修正いたします。 ③について、ご指摘の通り「また、特定取引（通常兵器キャッチオール規制を含む）においても」に修正いたします。 ８．の図は、それぞれの区分において遵守していただく必要がある項目の数をイメージしておりますので、そのままとさせていただきます。 ９． ①について、輸出令第４条第１項第五号に修正いたします。 ②について、ご指摘を踏まえ修正いたします。

	１０．同Ⅲ．取引審査　２．許可を要しない特例（２）主な技術の特例（Ｐ４１） 【意見】 ①表の左枠「市販のプログラム」を「市販のプログラム等」とする。 ②表の右枠「設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引」を「①　設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引」とし、（　）を次のように修正する。（経済産業大臣からインフォームを受けた場合は、適用されません。また、技術の提供地等が輸出令別表第３の地域以外の場合は、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には適用されません。さらに、輸出令別表第３の２の地域（イラク、北朝鮮を除く）の場合は、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合にも、適用されません。） ③表の右枠 「設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引」の箇所に②として次を追加する。 「②　その他バグ修正等を行ったプログラム、貨物の輸出やプログラムの提供に付随する一定の要件を満たすプログラムの提供の取引等 【理由】 ①　貿易外省令第９条第２項第十四号は「市販のプログラム」に限定されるものではありませんので「等」を追加しました。 ②　貿易外省令第９条第２項第十四号イの規定に則ったものにする必要があります。 ③　「①」で追加した「等」の例示を記載しました。	１０． ①②③について、ご指摘を踏まえ修正いたします。
	１１．第四章　輸出管理体制の構築　２．輸出管理内部規程（ＣＰ）の策定（Ｐ４７） 【意見】 チェック欄の「包括許可が取得可能になる。（「一般包括許可」は除く。）を「包括許可が取得可能になる。（「一般包括許可」は、その取得にあたり、ＣＰの届出は必須ではない。）と修正する。	１１．について、ご指摘を踏まえ修正いたします。

	【理由】 「一般包括許可は除く。」は、誤解を生じ、その扱いが宙に浮いたものになっていると思われますので、「ＣＰの届出は必須ではない」と明確に記載すべきと考えます。 １２．実務マニュアルの例　添付１　Ⅲ．出荷についての５ 【意見】 通関での事故時にいきなり代表取締役への報告になっているが、中小企業でも輸出管理専門部門（輸出管理統括部門）があると思うので、「専門部門や代表取締役への報告」と記載してはいかがでしょうか？ （一方でガイダンスには、関係法令違反時の対応について細かく説明があるが、　出荷管理上での事故対応の記載はありませんが、ガイダンスに通関での事故等の記載はなくて良いでしょうか？） 【理由】 平成６年の大臣通達「（６貿第６０４号）平成６年６月２４日」の３（２）④には「速やかに社内の輸出管理の統括部署に報告される体制を整備すること」とありますので、専門部門への報告も盛り込むべきだと考えます。 １３．実務マニュアルの例　添付３　用語集 【意見】 以下の見直しや追加をご検討いただきたい。 ①大量破壊兵器 「核兵器、化学兵器、生物兵器、これらを運搬することができるミサイル（ロケット・無人航空機を含む）のことを指し、「核兵器等」という場合もある。 ②キャッチオール規制 貨物は輸出令別表第１、技術は外為令別表の各々16 の項に規定されているが、リスト規制と異なり一定の要件（客観要件、インフォーム要件）を満たした場合に、許可（申請）が必要となる規制	１２．について、輸出管理部門をこれから設置する企業を対象にしたガイダンスになりますが、事業規模においては双方のケースがありますので、ご意見のとおり「専門部門や代表取締役への報告」と修正させて頂きます。なお、税関での事故等については、通関業者様が絡むケースもあり外為法での記載にとどめさせて頂いております。 １３． ①から⑦について、ご指摘を踏まえ修正いたします。

	③外国ユーザーリスト 経済産業省が①大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織又は②通常兵器の開発等、取引状況等の確認を要する外国団体の情報を掲載し公表しているリスト。改定されるので、最新のものを確認する必要がある。 ④役務 本ガイダンスの範囲であるリスト規制、キャッチオール規制において「技術」を指し、貨物（モノ）・・・ ⑤輸出令別表第３の地域 　　２６カ国　→　２７カ国 ⑥報告告示 　官民対話スキームでの報告を規定する経済産業省告示「貿易関係貿易外取引等に関する省令第１０条第３項の規定に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項」のこと ⑦ＮＡＣＣＳ 　貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステムを指す。輸出許可申請等の電子申請もこのシステムで行う。管理・運営は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc.）による １４．実務マニュアルの例　添付４　②用途チェックリスト　③需要者チェックリスト 【意見】 　「用途チェックリスト」の最後の２設問は、品目が「16 項(1)」「16 項(2)」のいずれなのかをあらかじめ確認していることが前提の内容となっていますが、「通常兵器の開発等に用いられるものでなければ、　必ずしも「16 項(1)」「16 項(2)」の確認は不要ですので、その旨がわかる　ように記述してはいかがでしょうか。 　例えば、	１４．について、確認順などに違いはあっても確認事項そのものに違いはなく、分かりやすさを追求する趣旨で明らかガイドラインの 20 項目をそのまま活かす形式としておりますので、そのままとさせていただきます。

	「通常兵器の開発、製造若しくは使用　（はい・いいえ)」 を上位の設問とし、本設問の回答が「はい」の場合に限っての下位設問として、 「貨物が 16 項(1)で輸出令別表第 3 の国・地域向け以外　（はい・いいえ)」及び 「貨物が 16 項(2)で輸出令別表第 3 の 2 国・地域向け　（はい・いいえ)」 を設定することで、上位設問が「いいえ」の場合には、「16 項(1)」「16 項(2)」の確認は不要であることが明確になると思います。 「需要者チェックリスト」の「(2)需要者要件のチェック」の最後の２設問　についても、品目が「16 項(1)」「16 項(2)」のいずれなのかをあらかじめ確認　していることが前提の内容となっており、同様に記述してはいかがでしょうか。 【理由】 「①通常兵器の開発等に用いられない場合」、「②通常兵器の開発等を行う又は行った者でない場合」には、「16 項(1)」「16 項(2)」の確認は必須では　ないため、これを実施していない輸出者も少なくないと思われます。 これらの設問表記が、①や②のような場合でも、16 項(1)、16 個(2)の確認が必須であるとの誤解が生じないようにするためです。	
	１５．その他 【意見】 ①　ＵＲＬが随所に引用されていますが、旧いものも散見されますので、あらためて見直しをお願いいたします。 ②　「　　」『　　』等の箇所で、後者の鍵括弧が閉じられて異界箇所がありますので、あらためて見直しをお願いします。 ③　ページの付け方のあらためて見直してください。重複している箇所があります。 ④　図や表においても、一部消えていたり、文字がないなどの箇所があり、あらためて見直してください。 ⑤　横長ページ（例えば Power Point で作成し PDF 化）の資料に	１５． ①②③④について、ご指摘を踏まえ修正いたします。 ⑤について、今後の資料作成の参考とさせていただきます。な

	して欲しい。 そうであれば、説明に使用するページを選択することのみで、そのまま社内でのプレゼン教育に使用することができます。しかも、ペーパーレス化が進む現状において、PC 画面は殆どが横長ですので、個人で学習するケースにおいても横長ページの資料の方が読み易いと考えます。 PC 画面よりも読み易くするよう紙にプリントアウトすることはあり、その場合は A4 縦が良いとのご見解かも知れませんが、横長でプリントアウトしても読み易さは大差ないと思います。	お、横長版の資料については下記 URL 先に用意しておりますので、要すればこちらもご活用ください。 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document3.html